

京都府農林水産部所管府営事業に係る週休2日制工事実施要領

(趣旨)

- 1 本要領は、農林水産部が発注する土木工事において、週休2日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

(目的)

- 2 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(対象工事)

- 3 原則、農林水産部発注の全ての土木工事を対象とする。ただし、緊急性が高く、かつ、現場閉所^{※1}が困難である工事は、本要領の対象外とする。

なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制の対象工事であることを明記する。

(週休2日の考え方)

- 4 工期内の施工に必要な期間^{※2}において、週休2日の現場閉所を行ったと認められること。なお、現場閉所日数から第1項各号のいずれかに該当する日数を合算した日数を控除した日数を、施工に必要な期間から第1項各号のいずれかに該当する日数を合算した日数を控除した日数で除して得た割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する場合に週休2日の現場閉所を行ったものとみなす。また、第2項各号のいずれかに該当する日は現場閉所日数に含めることができるものとする。

(1) 以下の条件に合致する日数は現場閉所日数から控除するものとする

- ア 年末年始(12月29日～1月3日)及び夏季休暇(8月14日～8月16日)
- イ 工場製作のみの日数
- ウ 工事事務による不稼働日数
- エ 受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数
- オ 工事の全面中止日数
- カ その他知事が別に定める日

※1 現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

※2 施工に必要な期間：現場着手日から現場終了日までとする。後片付け期間^{※3}は除く。

・現場着手日：工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。

・現場終了日：工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

※3 後片付け期間：工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ、撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ、整然とした状態にするために要する期間

- (2) 当該現場における以下の行為日数は現場閉所日数に含めることができるものとする。
- ア 雨天や降雪時等による現場閉所
 - イ 災害応急対応等
 - ウ 異常気象時等における安全パトロール
 - エ 現場見学会等

(実施方法)

- 5 実施方法は次のとおりとする。
- (1) 発注者は、入札段階で特記仕様書に週休2日制の対象工事であることを明記する。(別紙参照)
 - (2) 受注者は、契約後、週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所日が確認できるよう施工計画書に記載し、監督職員と協議する。
 - (3) 受注者は予定していた現場閉所日を変更する場合は、事前に監督職員と協議する。ただし、天候不良等のやむを得ない事情により急遽、現場閉所した場合はこの限りでない。
 - (4) 受注者は、監督職員と協議を行わずに、予定していた現場閉所日を変更した場合は、これを現場閉所日数に含めることができない。ただし、天候不良等のやむを得ない事情により急遽、現場閉所した場合は、この限りでない。
 - (5) 受注者は、週休2日の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

(確認方法)

- 6 確認方法は次のとおりとする。
- (1) 受注者は、現場終了日以降、速やかに工事打合簿による報告とあわせて現場閉所日数が確認できる資料(任意様式。閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等。)を監督職員に提示すること。なお、工事打合簿には現場閉所率を記載すること。
 - (2) 発注者は、提示された資料により現場閉所率等を確認する。

(補正係数)

- 7 週休2日の実施状況に応じた補正係数、市場単価及び土木工事標準単価における補正係数は次のとおりとする。

【治山林道事業】

森の保全推進課が別に定める値を用いることとする。

【漁港漁場関係工事積算基準を適用する「漁港漁場整備工事」】

水産課が別に定める値を用いることとする。

【土地改良事業等請負工事積算基準を適用する「農業農村整備工事」】

農村振興課が別に定める値を用いることとする。

(補正方法)

- 8 週休2日制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。
 - (1)当初予定価格に4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。
 - (2)現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、契約書の請負代金額等の変更方法等に関する規定に基づき、請負代金額のうち補正分を現場閉所率に応じて減額変更するものとする。

(工事成績評定)

- 9 この要領に基づき実施される工事については、工事成績評定に反映しないものとする。

(その他)

- 10 受注者は、週休2日の実施に取り組まなかった、または現場閉所率が一定未満であった場合、工事打合簿によりその理由を監督職員に報告する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年9月1日から施行する。
- 2 京都府農林水産部所管府営事業に係る週休2日制工事試行要領（令和2年9月1日）は廃止する。

(特記仕様書の記載例)

(週休2日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制対象工事である。
- 2 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。
なお、4週8休以上を達成出来なかった場合、工事打合簿によりその理由を監督職員に報告すること。
- 3 当初予定価格には4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合、現場閉所率に応じて請負代金額のうち補正分を、減額変更するものとする。
- 4 天候や地域住民対応等の不測の事態に伴い、予定していた現場閉所日に施工する必要がある場合は、監督職員と協議のうえ、振替日を設定する等、週休2日の確保を行うこと。